

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧 (第8回分 体系順)

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧(第8回)

No.	CDNo.	委員名 (敬称略)	該当ページ	該当箇所		意見内容	市の考え方・対応方針(案)	所管課
				施策No.	詳細施策No.			
1	8-01	奥	全体	-	-	参考資料1について、線表は最終版に入ると説明だが、目標値の設定の考え方も最終版に入ると整理で良いか。	重点施策と詳細施策の目標の設定理由を明確にするとともに、総合計画策定時にその理由を公表する方向で検討します。	企画政策課
2	8-02	出石	全体	-	-	線表について、継続的なものは「(継続)」とするなど表記すべきでは。	いただいたご指摘を参考とし、線表の表記について検討します。	企画政策課
3	8-03	平井	全体	-	-	いくつかの目標は定性的な目標になっているが、目標設定の考え方が「定性的な目標設定」となっている。仮に定性的な目標であったとしても、どういった考えで設定したのかという考え方や、成果をどの様に測るのかという検証方法を示していただきたい。	定性的な目標においても、設定の考え方や、進捗管理する際の成果の測り方を明確にできるように検討します。	企画政策課
4	8-04	鈴木	20	重点施策	1(2)	昔から見ると今の70代～80才の人達は余り無茶な生き方をしていないように見受けられる。教育も行き届いているのか自分の健康面や生活面を考えているように見える。依って少しずつ健康寿命も伸びると思うが、今の年寄りには寿命が伸びることよりも死に様の方が気になるようだ。「安心して家で死にたい」願望は多くの人の願いでもある。これからは在宅看護や介護が増えていくでしょう軽度の認知症や歩行困難者は家で死を迎えることになる。是非介護する家族が気軽に相談出来る地域福祉相談支援員を各包括センターごとに配置してほしい。昔のように老衰で家族に見守られながら死を迎えられれば…と思っています。また医療機関も家庭への往診を増やして欲しいと思っています。	ご本人が安心して在宅で看取られるためには、ご本人及びご家族が、医療・介護の支援者と十分話し合いながら、一緒に考えていくことが必要です。医療機関で亡くなられることが多く、在宅での看取りを経験されていない方も多いため、市では、まず在宅での看取りにおいて必要なことについて普及啓発を進めていきます。また、医療と地域包括センターをはじめとした介護の支援者が連携して看取りを支えるための体制整備に努めます。地域福祉相談支援員は、民生委員・児童委員などが対応に苦慮している福祉的支援を必要とする事例などのサポートや各地域における福祉の輪を広げる活動を主に担っています。そうしたつながりの中で、医療・介護の支援者と関わりを持ちながら、個別に相談支援に当たることもあります。	福祉政策課、高齢介護課、健康づくり課
5	8-05	藤澤	20	重点施策	1(3)	健康寿命について、定義が明確でない。具体的な算出の考え方もあった方が良いでしょう。また、健康寿命を伸ばすためには行動変容が一番重要。文脈としては記載があるが、明確に記載できないか。また、「未病」に関する記載を明記していただきたい。	「健康寿命とは、日常的に介護を必要とすることなく、自立した生活ができる生存期間のことであること」という定義と、厚生労働省の研究室が示している算出方法を明記します。また未病については、現在も県と連携しながら継続して取組を進めており、未病改善の柱である「食・運動・社会参加(地域活動)」は、本市の健康増進の考えとも合致しています。健康づくりは、市民一人ひとりが自ら生活習慣を見直し、自発的に取り組むことが基本で、その過程において「行動変容」は欠かせないものです。未病の取組も含め、本市の健康増進施策の多くは、この行動変容を促すための支援ですので、記載内容について検討します。	健康づくり課
6	8-06	木村(元)	21	重点施策	2	防災分野に書かれている9年間の線表がこれまで実施しているものと変わらない。また、公民連携やデジタル化についての考えがない。もっと具体的に記載すべきと思うが、いかがか。「世界が憧れるまち“小田原”」にむけた9年間の公民連携やデジタル化の具体的な施策をここに明示していただきたい。	情報伝達手段に関しては全体的な見直しをするなかでデジタル化の視点は欠かせないため、総合計画にも反映します。公民連携については、自治会総連合、小田原箱根商工会議所との包括連携協定など、既に重点施策に記載のとおり、地域・企業・行政の連携を強化するための仕組みを構築しています。	防災対策課
7	8-07	木村(元)	21	重点施策	2	できなくても構わないので、こういうことやりたいという夢の部分を書かないと、行政が進める内容が市民からしても見えてこない。予算の関係などで、できないこともあると思うが、夢を語っていただかないと前進しない。前年と同じことをずっと9年間実施するではいつまでも変わらない。市として前進しないのではないか。	今回の総合計画では、現状の更新だけではなく、災害の激甚化及び多様化に対応するための各事業を組み立てています。公民連携については既に記載のとおりですが、デジタル化については明記していきます。	防災対策課
8	8-08	佐藤	21	重点施策	2(1)	防災情報システムの開発について、どんなものを開発する予定なのか。取組方針に「市民に漏らさず情報提供ができる体制を構築」とあるので、これに付随して防災情報システムを開発すると思うが、市民に漏らさず情報提供することは既存のSNS等を活用することでも可能ではないか。	情報伝達に関しては、自身の状況、所有するデバイス、災害リスクなどに応じて、SNSの活用も含めた情報伝達手段に関する計画を策定します。障がい者などデジタルデバイドについても配慮し、すべての方に情報が行き渡る体制を構築するとともに、市民が自ら情報を取得する意識が持てるような啓発についても検討を行っていきます。	防災対策課

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧(第8回)

No.	CDNo.	委員名 (敬称略)	該当ページ	該当箇所		意見内容	市の考え方・対応方針(案)	所管課
				施策No.	詳細施策No.			
9	8-09	出石	21	重点施策	2(2)	実践的な防災訓練とあるが、実践的とはどんなことを指すのか。この部分については災害が実際に起こらないと目標の達成具合もわからない。いくら訓練を実施しても、現実の災害の時にその通りに行動できるかはわからない。釜石市の例でいうと、防災訓練で避難先として実施していた場所に避難をした多くの方が亡くなった。一方で、本来の避難場所ではなく、実践的に避難して助かっている人もいた。訓練は訓練ではない。いかに、現実的に機能する避難ができるのかという視点。口で言うのは簡単だが、実践するとなると難しい。実際の行動が気になる。	令和元年度より展示型の訓練は廃止しています。住民が主体的に企画した訓練を全市いっせいにを行うことで、より実践的な訓練としており、今後も継続する予定です。実際に災害が起こったという部分については、本市の抱える災害リスクや本市を含めた過去の災害を研究し、より具体的なイメージを想起させたうえで訓練に生かしていきます。	防災対策課
10	8-10	有賀	22	重点施策	3(1)	2030年の目標に、「将来の夢を持つ児童生徒の割合100%」とあり、目標設定の考え方としてデータ元は全国学力・学習状況調査としている。令和元年度はコロナ前に実施している調査であるので、可能であれば最新の結果で確認したい。令和2年度はコロナ禍で実施できていないと思うが、今年度は小学校6年生、中学校3年生を対象に実施しているのではないか。	令和3年度の全国学力・学習状況調査に基づく数値を記載します。	教育指導課
11	8-11	有賀	22	重点施策	3(1)	長期化するコロナ禍で、学校行事や職場体験等が中止となり、子どもたちも諦めや元気を失っていることもある。昨年度の公立小中学校では不登校の生徒が、最多となった。まずは、学校が楽しい場であれば良い。取組方針でも「子どもたちが夢を持って通える学校づくりを進める」とある。様々な人との関わりやつながりを通して、より良い人間関係を築いて一人ひとりがのびのびと夢を持って成長できる学校づくりに期待したい。	ご指摘のとおり、子どもたちが様々な人との関わりやつながりを通して得たより良い人間関係は、子どもたちの自己肯定感の基礎となり、一人ひとりが夢を持って学校生活を送ることにつながるものと考えており、ICTも活用しながら、感染症の経験を踏まえた上で、子どもたちの社会力を育んでまいります。	教育指導課
12	8-12	奥	22	重点施策	3(1)	目標としてはこの設定で良い。しかし、そもそも夢を持ってない子どもたちが何故いるのか、どういった理由で夢が持てないのかを踏まえる必要がある。取組方針の最後の「子どもたちが夢を持って通える学校づくりを進める」について、子ども自身の声をしっかりと拾うということをも明記いただきたい。現状は、「学校や地域関係者、市民等」となっているが、子ども自身の意見をしっかりと聞くことが大事。子ども自身に向き合うことを盛り込んでいただきたい。また、(2)について、親の支援に偏った記述になっているのではないか。子どもの気持ちに寄り添い、どのようにして子どもの声なき声を拾うかが大事。子ども自身も、自分でいろいろな課題に直面していても表に出せないことがある。子どもに直接向き合うという要素を入れていただきたい。	子ども自身の声にしっかりと耳を傾け受け止める視点は大変重要であるため、記載を修正します。	教育指導課
13	8-13	ジェフリー	22	重点施策	3(1)	小田原には深い歴史があり、一夜城や小田原城、尊徳記念館など歴史を体験できる場所がたくさんある。また、「わたしたちの小田原」という資料が発行されているが、内容を見たところ、歴史に関する部分が少ないように思える。各学年の教科書の内容と合わせる記載であればより良い。	本市は、歴史、文化、自然、産業等の学習の素材に恵まれており、このことは育の強みと考えています。「わたしたちの小田原」は、小学校の社会科副読本として作成したもので、歴史に特化したものではなく、本市の素材について総合的に記述したものとなっています。本市では、この他に「二宮金次郎」や「北条五代」についての冊子も作成し小学校で活用しているほか、中学生を対象とした、より歴史にウエイトを置いた「郷土読本『おだわら』」を作成し授業に活用するなど、児童生徒の学習段階に応じて本市の歴史について学んでいます。	教育指導課

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧(第8回)

No.	CDNo.	委員名 (敬称略)	該当ページ	該当箇所		意見内容	市の考え方・対応方針(案)	所管課
				施策No.	詳細施策No.			
14	8-14	木村(元)	22	重点施策	3(1)	新しい学校づくりの推進について、「既存施設の適正な維持管理と環境改善に資する施設整備」をどの様に考えているのか。今後の10年間で少子化はかなり進む。単級の小中学校が増えているため、小中一貫の視点が必要ではないか。学校の校舎は40年で改築が基本と認識している。市内の中学校は老朽化が激しい。少子化により、今後、閉校となる学校も出てくる。「閉校」となると地域の反発もある。「小中一貫」というような発展的な解消としていただきたい。	「新しい学校づくり推進事業」では、推進基本方針の策定を令和4年度から2年程度かけて行い、後半は並行して地域単位の配置計画等を示す「(仮称)推進基本計画」と、建物に必要な機能や諸室配置の考え方等を示す「(仮称)施設整備指針」を検討・策定するという2段階を想定しています。推進基本方針は、適正規模・適正配置の考え方も含め、子どもたちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方をまとめるもので、小中一貫など様々な要素も含めて、本市における学校教育の在り方を踏まえ、教育環境の在り方を議論していきます。検討に当たっては、附属機関として「新しい学校づくり検討委員会」を設置するとともに、学校・地域関係者を対象としたアンケートや、説明会・意見交換会等を開催し、市民意見を最大限反映させながら合意形成を図っていきます。	教育総務課
15	8-15	木村(元)	22	重点施策	3(2)	「通学路の危険個所の点検・改善箇所の要望」を9年間かけて、要望を聞くだけとなっていることはいかがか。1期で要望を集約し、2期、3期では危険個所の改善が必要ではないか。	毎年、各学校ではPTAや自治会などと一緒に、通学路の点検や交通安全に関する対策会議を実施しています。この点検や会議において安全対策を要すると判断された箇所は、学校から教育委員会へ改善要望が出されます。その後、改善要望が提出された危険箇所等は、教育委員会から道路管理者や警察などの関係機関に対して対策を依頼し、改善を図っています。	学校安全課
16	8-16	木村(元)	22	重点施策	3(3)	「橘地域に認定こども園」とあるが、充足率の関係で多くの公立幼稚園の部屋が余っており、そういう場所を活用するのではないかな。橘地域以外の地域でも、こども園が必要であり、このような運用方法も検討いただきたい。幼稚園については、私立に任せて良い部分は任せても良いと思う。地域による実態に応じて柔軟な対応が必要。	橘地域の認定こども園は、同地域内の幼稚園の利用率の低下や保育環境が無いことなどから、先行して整備を進めています。民間の保育所や幼稚園の利用状況、教育・保育のニーズなどを踏まえ、他地域において、公共として認定こども園を整備する必要があるのか検討していきます。	保育課
17	8-17	ジェフリー	23	重点施策	4(2)	2030年の目標に「テレワークやワーケーションができる場所100か所」とあるが、2030年にそんなに多くの場所が必要かわからない。ここに数字を入れる必要はないのではないかな。100という数字があることで、「数が達成できればそれで良い」のように見えてしまう。コワーキングスペースの価値は、その場で交流ができること。100か所もあると、その交流に関する部分が薄まる。	テレワーク・ワーケーション施設では様々な交流や関係人口の増が期待できると考えており、イノベーションラボやワーク・プレイス・マーケットなどはその拠点施設として運営していきたいと考えています。市内中小企業、個人事業主、また、都市部への通勤者にとっても、市内に多くのテレワーク環境が整うことは、新たなビジネスチャンスや働く場の増加などのメリットにつながると考えていますので、現時点では100か所を目標とし、計画の見直しの際には時代の変化を踏まえて、柔軟に対応していきたいと考えています。	産業政策課
18	8-18	ジェフリー	23	重点施策	4(3)	新規創業数累計300社について、良い目標だと思うが、この目標を達成できるようにするためのスタートアップ環境や、スタートアップイベントが重要。具体アクションにこういった視点があればなお良い。	スタートアップ支援を通じて、スタートアップ事業者と小田原の既存の生産者や地元企業とのマッチングを生み、協業による新たなローカルビジネスを創出することで、地域課題の解決、地域活性化につなげていきたいと考えています。県や商工会議所でも創業・スタートアップ支援は実施しており、連携しながら取組を進めていきます。なお、起業・創業・ベンチャー支援の具体のアクションについては、詳細施策の中で記載する方向で検討していきます。	産業政策課
19	8-19	別所	23	重点施策	4(3)	取組方針では地域資源に特化して記載しているが、目標設定には新規創業数累計300社とあり、創業支援の対象として地域資源を生かしたビジネス展開を前提としていない。いわゆる単なる新規創業数となっている。取組方針に特化したものを集中的に進めるという意向があるならば、特定創業支援等事業認定数から、取組方針に特化したものを抽出した結果の数値とした方が整合性が取れる。考え方は2つある。地域資源に特化しないということであればその趣旨を書きいただければ良い。地域資源に特化した創業に絞るということであれば目標値もそれに従って絞る必要がある。創業の令和元年度実績では35件/年であり、300社では、単純に9年間分として計算した数値よりも、数値を下げた目標となっているが、これはどういった考えか。	ご指摘のとおり、取組方針では地域資源を生かした取組を記載しており、目標についてもこれに呼応するものを検討していきます。	産業政策課

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧(第8回)

No.	CDNo.	委員名 (敬称略)	該当ページ	該当箇所		意見内容	市の考え方・対応方針(案)	所管課
				施策No.	詳細施策No.			
20	8-20	関	23	重点施策	4(3)	<p>地域資源を活用したという文言があるので、それ以外が目標値として入ってくるのは明確ではない。「加えて」という表現は、「プラス」のニュアンスが出てくるので、「併せて」など並列の考えである旨がわかるようにしていただき、新規創業自体も期待していることがわかるような記載にしていきたい。いまの記載では、今まで通りの創業のイメージしか見えてこない。</p> <p>環境分野や、デジタル化、IoT、AIのような新たな概念の創業、サプライチェーンの展開、シェアリングエコノミー、サーキュラーエコノミーなど新たなビジネスの要素がたくさん出てきている。ワクワクして多様な働き方や創業ができるという下地が見える形を取組方針に書き加えていただきたい。</p> <p>テレワーク100か所については、創業が起きやすい環境をつくるとなると、市が中心になり、人が集まりそれをサポートできる人材が入ったテレワークセンターのような位置づけが必要。多くの場所でできることよりも、戦略を持ったテレワークセンターを数か所つくるという方針が良いのでは。創業やビジネスには投資や予算が必要。金融機関を含めた地元での創業ファンドというように、金融機関からも低金利の融資、投資を促すという、お金がってくる仕組みを作ることで創業は動き出す。地域経済循環の部分にその内容がふわっと書かれているが、具体的な戦略が見えてこない。ここに具体的な仕組みを仕込んで書いていただきたい。取組方針については全庁的に検討いただきたい、小田原市全体で創業を促したいという気持ちがみえる文章として頂きたい。現状ではワクワク感がみえず、創業を後押しするという姿勢も見えてこない。</p>	<p>小田原の立地を生かした起業の打ち出しや内発的な産業形成、新しいビジネスの概念の導入については、一次答申で言及いただいております、それを踏まえて基本構想を修正しています。こうした考え方に加え、いただいたご意見を踏まえ、起業を促していく具体的な記載について検討していきます。</p> <p>テレワーク・ワーケーション施設については、現在運営しているイノベーションラボや、今後、新しい働き方の拠点として開設を予定しているワーク・プレイス・マーケットなどがそのハブ施設になっていくものと考えています。</p> <p>現在、新しい働き方に関する公民連携の協議会を立ち上げ、ワーク・プレイス・マーケットの機能等について検討を進めております。ご指摘の創業ファンドや投資等のお金の仕組みについては、今後の検討になりますが、協議会には地元金融機関も参画しており、その知見を生かして検討を進めていきたいと考えています。</p>	産業政策課
21	8-21	関	23	重点施策	4(3)	<p>経済はディテールが重要。一つ一つの積み重ねで産業は動いてくる。様々な角度から産業を起こせるような具体的戦略を作っていただきたい。</p>	<p>令和4年度に行う、小田原市地域経済戦略ビジョンの改定作業の中で、具体的な戦略について検討していきます。</p>	産業政策課
22	8-22	平井	24	重点施策	5(1)	<p>2030年の目標が「天守閣及び観光交流センターの年間来場者数」となっている。また取組方針には「回遊性を高める」とあるが、歴史まちづくりにおいては点から面に広げていくという部分が重要。歴史的風致維持向上計画の目標を設定しているため、天守閣や観光交流センターだけでなく、歴史的風致維持形成建造物の来場者数をカウントするなど対象を広げてはいかかか。</p>	<p>歴史的建造物の来場者数も目標に加えることとし、2030年の目標を「小田原城天守閣・歴史的建造物・観光交流センターの年間来場者数110万人」に修正します。</p>	観光課、文化政策課、まちづくり交通課
23	8-23	丸山	24	重点施策	5(2)	<p>河川敷スポーツ広場や御幸の浜プール等について、場所の移設などとはどのように考えているのか。河川敷のスポーツ広場は水没し、毎年整備している。場所の変更なのか、今の場所での検討なのか具体的なアクションでは動きがあまり見えない。御幸の浜プールも、現状は半分が使えておらず、海水利用もできていない。取組方針には記載があるが、線表に記載されていない。健康維持の観点からも、市民が集まることができ、健康のために活用できる場所のキープは必要。</p>	<p>酒匂川スポーツ広場や御幸の浜プール等の既存スポーツ施設のあり方を検討し、各施設の今後の方向性を明らかにして行きます。</p>	スポーツ課

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧(第8回)

No.	CDNo.	委員名 (敬称略)	該当ページ	該当箇所		意見内容	市の考え方・対応方針(案)	所管課
				施策No.	詳細施策No.			
24	8-24	ジェフリー	24	重点施策	5(3)	国際交流の機会を、もっと増やすと良いのでは。鴨宮中学校では、オーストラリアの学生とのオンライン授業交流を実施した。小学生に対してタブレット配布をしているので、こういった取組がもっとあっても良い。可能であれば具体のアクションにいれることも考えてほしい。	現在、策定作業中である「小田原市教育大綱改訂素案」の中で、基本目標の1つ「多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり」にデジタル化や、グローバル化の視点を追加しています。外国語教育は、言語を学ぶだけでなく、言語を通して異文化に触れることが子どもたちのグローバルな視点につながるものと考えています。本市小中学校の中には、姉妹都市等から来日した外国人を学校に招いて交流したり、インターネットを活用し、海外の学校の生徒と直接交流する事例もあるため、このような交流の機会を拡大していきます。また、姉妹都市・友好都市との青少年交流事業等について、定員設定による対象の限定や、参加費用、保護者の理解や協力が不可欠である点など課題はありますが、今後も続けていく方針です。多くの子どもたちに国際交流の機会を提供できるよう努めていきます。	文化政策課、教育総務課
25	8-25	奥	24	重点施策	5(3)	取組方針の「他の国や地域の文化に触れ、自国を見つめなおす機会」とあるが、自国だけでなく、小田原についても言及し、「自国や小田原を見つめなおす」と追記していただきたい。	現在実施している二つの青少年交流事業でも、研修期間中、日本の文化や小田原について知り、体験する場を随時設定していることから、「小田原」を入れる方向で検討しています。	文化政策課
26	8-26	藤澤	25	重点施策	6(1)	タイトルが「再生可能エネルギーの導入促進」とある。目指すものに到達するためのムーブメントを端的に記載しているのがタイトルであると思うが、この部分は、取組方針では、脱炭素社会の実現や、脱炭素先行モデルの構築が上位となっており、再生可能エネルギーの導入が下位になっている。タイトルが取組方針と一致していないのではないか。	タイトルは「再生可能エネルギーの導入促進」のままとしますが、ご指摘の趣旨を踏まえて、取組方針の内容を修正していきます。	エネルギー政策推進課
27	8-27	奥	25	重点施策	6(1)	地球温暖化対策推進法(改正)が成立し、この中では2050年の脱炭素に向けて、再エネの導入促進を協力を推進していくという趣旨が述べられている。今後、環境省令の見直しや、都道府県レベルでも再エネ設備導入にあたっての環境配慮基準を設定しており、その先に基礎自治体が地球温暖化対策実行計画の中での、再エネ目標の明記や、再エネ施設の促進区域指定、再エネ導入促進事業の認定などが求められていく。再エネ施設の促進区域指定、再エネ導入促進事業の認定、これらを踏まえた再エネ導入目標は、地球温暖化対策実行計画だけでなく、見直し作業中の、地球温暖化対策実行計画区域施策編の内容への反映も必要。こういった見直し工程の道筋をつけるような記述をこの具体のアクションに記載していただきたい。2024年までの3年間で、促進区域指定や、再エネ導入促進事業の認定までは難しいと思うが、その先の、実行計画を見直して、促進区域指定や、再エネ導入目標の設定の作業が可能となる工程表として頂けると道筋ができる。	計画の見直しについては、重点施策の具体のアクション部分への記載しませんが、「施策19 脱炭素」において、地球温暖化対策推進法(改正)に基づく小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定及び推進について記載していきます。	環境政策課
28	8-28	奥	25	重点施策	6(1)	再エネ導入促進については、各地域で、自然環境の破壊や、住環境への悪影響を鑑み、規制を作っている自治体もある。「再エネ導入促進にあたっては、自然環境や住環境への配慮や、それらとの両立」という要素を取組方針に記載していただきたい。	「取組方針」に自然環境、住環境への配慮等についての内容を追加します。	エネルギー政策推進課
29	8-29	信時	25	重点施策	6(1)	脱炭素は、省エネ、創エネ、蓄エネ。「地域マイクログリッド」「産業用蓄電池」とあるが、言葉の意味が分からない人も多いのではないかと。単に太陽光パネルを貼るのではなく、エリアマネジメントをしないと意味をなさない。この点について、小田原ではしっかりと実施しているので、この辺りを目標値とし、脱炭素に向けてマネジメントをしているということがわかるような示し方をすれば良いのでは。全市的ではなく、重点地域を決めながら実施という方向性を具体的にわかりやすく示すことが必要。	「地域マイクログリッド」や「産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント」は、特定のエリア内で行っており、再エネの導入促進に向けた実証事業のため、目標値は再エネ導入量のままとしますが、エリアとしてエネルギーマネジメントすることを、一般の方にもわかりやすく示せるように「取組方針」を修正します。	エネルギー政策推進課

総合計画審議会委員からの意見への対応一覧(第8回)

No.	CDNo.	委員名 (敬称略)	該当ページ	該当箇所		意見内容	市の考え方・対応方針(案)	所管課
				施策No.	詳細施策No.			
30	8-30	丸山	26	重点施策	7(2)	地域特性を生かしたまちづくり(国府津、早川・片浦、かまぼこ通り等)とあるが、早川に新たにできたTOTOCO小田原との連携について記載がないが連携はしないのか。早川には駐車場がなく人が来ないという課題があったが、TOTOCO小田原ができ、駐車場ができたことで人が増えたと聞いている。ここの連携なしに考えているものか。	早川・片浦地区におけるまちづくりについては、TOTOCO小田原を含む様々な地域資源を生かしながら取り組むものですので、まちづくりを推進する上でTOTOCO小田原との連携は必要であると考えています。	まちづくり交通課、未来創造・若者課
31	8-31	益田	26	重点施策	7(2)	国府津、早川・片浦、かまぼこ通りの3地区を選定した理由はなにかあるのか。ここを核としてまちづくりの取組を広げていくといった戦略があるのかなど。	かまぼこ通り地区や国府津地区では、歴史・文化的な地域資源を生かした地区の景観形成や活性化を目的に、自主的に取り組んでいるまちづくり協議会や有志等の活動を市として支援しています。この地区での取組成果を踏まえて、歴史的資源を活用した自主的なまちづくりの事例紹介などにより、他地区へ波及させたいと考えています。早川・片浦地区は、小田原漁港や史跡石垣山をはじめ、ヒルトン小田原、一夜城YoroizukaFarm、江之浦測候所などの世界に通じる日本有数の民間施設も立地しています。こうした資源を活用した特色あるまちづくりを推進するため選定しています。	まちづくり交通課、未来創造・若者課
32	8-32	益田	26	重点施策	7(2)	地域が自主的に手を上げなければこちらに乗ることが出来ないというように受け取れる。この地域以外で、自主的に取り組めない地域もたくさんある。何をすれば、市からの補助、援助が受けられるということのPRをし、他の地域からももっと手が挙がるような取組をしていただきたい。	かまぼこ通り地区や国府津地区で行っている地域特性を生かしたまちづくりは、歴史・文化的な地域資源を生かした地区の景観形成や活性化を目的に、自主的に取り組んでいるまちづくり協議会や有志等の活動を市として支援する取組です。先行して取り組んでいる地区の成果を踏まえた事例紹介などにより、他地区での機運醸成や地域主体のまちづくり活動が促進されるよう取り組んでまいります。また、市の援助としては、地域が自主的に取り組む上で、必要に応じて関係所管や関係者との話し合いの場を調整したり、取組内容により、他の機関の補助メニューを検討する等、活動を支援していきます。	まちづくり交通課
33	8-33	木村(元)	26	重点施策	7(2)	まちづくりというと観光客の誘致と外からの人口流入が重要。市民の利便性という面でいうと、駅から近い人は良いが、駅から遠い人は不便。今後は、高齢者の運転免許返納も増え、交通利便性に問題がある方も増えてくる。「地域公共交通維持確保補助金」とあるが、大手のバス会社ではないような業者に委託し、コミュニティバスを出すなどの手段もあるのでは。オンデマンドバスを取り入れており、2台が稼働している中井町では、早い者勝ちになっている。結局乗ることが出来ない。こういった面も踏まえて検討いただきたい。	移動手段の確保等については、地域公共交通計画策定の中で、既存のバス路線を維持していくことを前提に、コミュニティバスをはじめとした新たな移動手段の導入等を、地域の要請に応じて、地域とともにその必要性や運行頻度、費用面など総合的に検討しつつ判断していきます。なお、検討にあたっては、福祉部門や地域政策部門などと連携し、庁内横断的に検討していきます。	まちづくり交通課